

保護者 様

茂木町教育委員会

インフルエンザ様症状が発症したときの対応について

このことにつきまして、茂教委学第8号でお知らせしたところですが、芳賀郡市医師会の方針により、内容を変更いたしましたので、今後、インフルエンザ様症状が発症した場合は、下記のとおりに対応していただきますようお願いいたします。

記

1 インフルエンザ様症状であると診断された場合

- ・ 受診先の病院で「インフルエンザ受診証明書」の発行を依頼してください。

注) 芳賀郡市外の医療機関を受診する場合や、受診証明書の発行ができない場合は、受診証明書に代わる証明書(診断書等)を発行してもらってください。

- ・ 通学している学校に連絡し、「学校感染症による出席停止について」の用紙を学校から受け取ってください。
- ・ 毎日の体温測定結果を、発行された「インフルエンザ受診証明書」の「保護者記入欄」に記入してください。

2 出席停止後の登校について

- ・ 出席停止期間が過ぎ、学校に登校する際は、受診先の病院で発行された「インフルエンザ受診証明書」の「保護者記入欄」に必要事項を記入し、学校に提出してください。

注) 出席停止期間は学校保健安全法では、発症(発熱等)した翌日から5日間、かつ解熱後2日間となっています。登校再開にあたっては正確な体温測定のもと判断いただけますようお願いいたします。

- ・ 本通知より前にインフルエンザの診断を受け、現在療養中のお子様に登校を再開する場合は、「治癒証明書」を提出してください。

注) 受診証明書が提出できる場合は受診証明書で可。

3 その他

- ・ お子様が悪化する時は無理に登校させずに、病院に連れて行ってください。
(軽い症状しか現れないお子様もいますので、感染の原因になります)
- ・ タミフル等の薬を服用して解熱したとしても、体内にウイルスがいて感染させることもあるので気をつけてください。
- ・ 出かける時には必ずマスクを着用し、手洗いやうがいを徹底してください。